

社会医療法人社団新都市医療研究会「君津」会
大佐和地区地域包括支援センター指定介護予防支援事業所運営規程

(事業の目的)

第1条 社会医療法人社団新都市医療研究会「君津」会（以下「法人」という。）が開設する指定介護予防支援事業所（以下「事業所」という。）が行う介護予防支援事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するため、運営の方針等必要な事項を定め、事業所の介護支援専門員が、要支援状態にある高齢者等に対し適正な指定介護予防支援を提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 事業所は、要支援者等の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、利用者選択に基づき適切な保健、医療サービス及び福祉サービスが総合的、効率的に提供されるよう援助を行う。

2 事業の実施にあたっては、関係市町村、指定居宅サービス事業者、その他の者との連携につとめ、便宜の提供を行う。

(事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

(1) 名称 大佐和地区地域包括支援センター

(2) 所在地 千葉県富津市亀田 445-1

(従業者の職種、員数、及び職務内容)

第4条 事業所に勤務する従業者の職種、員数、及び職務内容は次のとおりとする。

(1) 管理者 1名

管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行う。

(2) 介護支援専門員 1名以上

要支援状態にある高齢者等に対し、適正な居宅介護予防支援を行う。

(3) 事務職員 1名

事務員は指定介護予防支援及びセンターの事務処理を行う。

(営業日及び営業時間)

第5条 事務所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

(1) 営業日 月曜日から金曜日までとする。ただし、12月29日から1月3日までと国民の祝日を除く。

(2) 営業時間 午前8時30分から午後5時15分までとする。

(介護予防支援の提供方法、内容及び利用料等)

第6条 指定居宅介護予防支援の提供方法、内容は次のとおりとする。

(1) 介護支援専門員は、居宅サービス計画の作成の開始に当たっては、当該地域における指定居宅サービス事業者等に関するサービスの内容、利用料等の報を公平に利用者及びその家族に対して提供し、利用者にサービスの選択を求めるものとする。

- (2) 利用者の相談を受ける場所は、事業所内又は、利用者の居宅等とする。
- (3) 使用する課題分析票の種類は、MDS-HC・CAPs、三団体ケアプラン策定研究会方式、日本訪問看護振興財団方式、日本社会福祉士会方式、日本介護福祉士会方式より選択する。
- (4) サービス担当者会議の開催場所は、事業所内又は利用者の居宅等とする。
- (5) 介護支援専門員の居宅訪問頻度は、利用者の状況の変化や居宅サービス計画の実施状況等の把握等必要に応じ、適宜居宅を訪問する。
- (6) 介護支援専門員は、利用者及びその家族の希望並びに利用者について把握された課題に基づき、当該地域における予防給付等対象サービスが提供される体制を勘案して、提供されるサービスの目標及びその達成時期、サービスを提供する上で留意点等を盛り込んだ居宅サービス計画の原案を作成するものとする。
- (7) 介護支援専門員は、居宅サービス計画原案に位置づけたサービスの担当者から、会議の招集、照会等により、当該居宅サービス計画の原案の内容について、専門的な見地からの意見を求めるものとする。
- (8) 介護支援専門員は、居宅サービス計画の原案について、位置付けられたサービスを保険給付の対象となるか否かを区分した上で、その種類、内容、利用料等について利用者に対して説明し、文書により同意を得るものとする。
- (9) 介護予防支援を提供した場合の利用料等は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該指定介護予防支援事業所が法定代理受領サービスであるときは、無料とする。

(個人情報保護及び秘密保持)

第7条 介護支援専門員は社会医療法人社団新都市医療研究会「君津」会就業規則の個人情報保護規程に基づき業務上知り得た個人情報の保護に努めるものとし、本法人と別紙誓約書を取り交わすものとする。

(通常の事業の実施地域)

第8条 通常の事業の実施地域は、大佐和地区全域とする。

(虐待の防止)

第8条の2 事業所は利用者の人権擁護と虐待を防止するため、高齢者虐待防止のための指針を作成し、次の措置を講ずるものとする。

- 1 虐待防止・人権擁護に関する研修会の実施・参加
- 2 事業所内での情報共有
- 3 虐待対策委員会の設置
- 4 その他虐待防止の為に必要な措置

(通報)

第8条の3 事業所はサービスを提供している利用者が、サービス事業者及び介護者（利用者の家族等、利用者を現に介護している者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合には、速やかにこれを市町村に通報するものとする。

(苦情処理)

第9条 事業所は、提供した介護予防支援に対する利用からの苦情に迅速かつ適切に対応するため、相談窓口の設置の他必要な措置を講ずるものとする。

(損害賠償)

第10条 利用者に対する介護予防支援の提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行わなければならない。

(その他運営についての留意事項)

第11条 理事長は、介護支援専門員等の資質向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備する。

(1) 採用研修 採用2ヶ月以内

(2) 継続研修 年1～2回

2 介護支援専門員等は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。

介護支援専門員等であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、介護支援専門員等でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、介護支援専門員等との雇用契約の内容とする。

3 介護支援専門員は、その勤務中常に身分を証明する証票を携帯し、初回訪問時及び利用者から求められた時は、これを提示するものとする。

4 事務所は、この事業を行うため、ケースの記録の他必要な諸帳簿等を整備するものとする。

5 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は、理事長が別に定める。

附 則

この規程は令和8年4月1日から施行する。